

「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める決議

6月15日午前7時46分、参議院本会議において、自民、公明、維新が「共謀罪」法案を強行に成立させた。14日午前中には、参議院法務委員会が開催されていたが、政府与党は、この「共謀罪」をめぐる法務委員会審議を一方向的に打ち切るとともに、委員会採決を省略し、本会議で直接採決を行う「中間報告」によって、「共謀罪」法案の採決を強行した。全国港湾の組合員は満身の怒りを込めて強く抗議する。

安倍内閣は2012年の第2次政権以降、毎年のように国民の声に逆らって、日本を「戦争する国」にするため違憲立法を次々と強行してきた。国民の目と耳をふさぐ秘密保護法の制定(13年)、自衛隊が海外で武力行使をすることを可能にした安保法制＝戦争法の強行(15年)、そして今回の「内心」を処罰する「共謀罪」法は、1925年に制定された「治安維持法」と同様の内容を含んでおり、「戦争できる国づくり」に向けて、監視社会を強め、これに反対する発言や活動を委縮させ弾圧する危険性を内包している。

国連の人権専門家が日本政府に対し警察権力による個人のプライバシー侵害への懸念を指摘し、日本弁護士連合会をはじめ、法案審議が進むにつれて、日本ペンクラブなどの表現活動に携わる団体や、宗教団体など多くの団体、個人が反対の声をあげていた。世論調査でも今国会の成立に国民の7割が反対するという状況にあった。全国港湾も第9回中央執行委員会(4月27日)で、共謀罪の危険性と組合活動への国家権力の介入を危惧し、「共謀罪」に反対する決議を挙げた。

全国港湾は、国民、市民の表現の自由、内心の自由、プライバシー権を侵害する稀代の悪法、そして労働組合活動そのものも「監視」し「委縮」させる「共謀罪法」の廃止に向けて、あらゆる取り組みを強化し、安倍政権の退陣を目指し奮闘する決意である。

以上、決議する。

2017年6月15日

全国港湾労働組合連合会第11回中央執行委員会